

令和 8 年 7 月 27 日
社会保険診療報酬支払基金

虚偽報告及び備品等の不適切な処理に係る懲戒処分について

新潟審査委員会事務局において、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、就業規則第 60 条に基づく懲戒処分を行った。

事 項	内 容
事 案 の 概 要	新潟審査委員会事務局の管理者である職員が、事務局建物の鍵を紛失し、虚偽報告及び鍵管理簿の改ざんを行ったことが判明した。 これらの行為は、基金職員として許されざる非違行為であることから、就業規則に基づき、6 月 30 日付けで懲戒処分とした。
処 分 年 月 日	令和 8 年 6 月 30 日
被処分者の所属、職務 の等級及び処分量定	社会保険診療報酬支払基金 新潟審査委員会事務局 2 等級（課長代理） 減給